

津山市建設工事等入札参加資格登録希望者 各位

津山市総務部契約監理室

今後の格付け・入札等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととします。変更点等に充分ご留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。

記

1. 格付け等について（市内業者）

①令和6・7年度の格付けの入札参加資格申請について、令和6年4月1日（月）から令和6年4月22日（月）の期間で行います。

その際、格付けに用いる経営事項審査の基準日は、「令和4年8月1日～令和5年7月31日まで」とします。詳しくは、津山市ホームページ（契約監理室のページ）でご確認ください。

②土木一式及び建築一式工事について、年間平均完工高が100万円以上であることが要件です。その他業種について、年間平均完工高が0でないことが要件です。

③解体工事の格付けについて、格付けランクの能力評定数値区分（経審の総合評定値(P点)）については、土木一式、とび・土工・コンクリートの格付け等級と同様に取り扱います。

なお、解体を新規及び工種の追加の場合、格付け要件はその他業種と同様に取り扱うものとします。

④舗装工事の格付けについて、舗装工事機械4種類（アスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ、モーターグレーダ）全てを保有、又は長期リースができない場合は、等級格付最下位のDランクとして格付けします。

ただし、アスファルトフィニッシャーの保有等がない場合は、格付け対象としません。

⑤能力評定値の主観点の評価区分について

工事成績評定による加減工種の分類基準

工事成績評定の加減について、下記の表の通り業種を土木系と建築系に分けいずれかに加点又は減点します。

工事成績評定点により加減点を分類する建設工事の工種

加点分類	加減点を分類する建設工事の工種
土木系	土木、土木系とび、土木系解体、造園、土木系石、土木系鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、土木系塗装、清掃施設、さく井
建築系	建築、電気、管、大工、左官、建築系とび、建築系解体、建築系石、屋根、タイル、建築系鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、建築系塗装、防水、内装、熱絶縁、建具、機械器具、電気通信、消防

⑥令和4・5年度入札参加資格申請要領からの主な変更点

【提出書類の追加、変更等に係るもの】

変更前（令和4・5年度）	変更後（令和6・7年度）
労働者災害補償保険加入証明（写しでも可）	労働保険加入・労働保険料等納付証明（写しでも可）もしくは労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書の写し

⑦市内業者としての取扱いについて

等級格付けは、津山市内に常時契約を締結する事務所（契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為が日常的に行われている事務所をいう。）として主たる営業所（本社若しくは本店）を有する建設業者について行うものとします。ただし、従前から等級格付けしている業者は従前の登録基準により行うものとします。

2. 入札参加資格申請について（市外業者）

①令和6・7年度の入札参加資格申請について、令和6年4月1日（月）から令和6年4月22日（月）の期間で行います。

その際、審査に用いる経営規模等評価結果通知書は、「有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）内のもの」で、かつ最新のものとしします。詳しくは、津山市ホームページ（契約監理室のページ）でご確認ください。

市外業者提出書類に変更なし

3. その他

対象要件等の詳細は、契約監理室ホームページの工事・コンサル 4 入札参加申請「建設工事 測量・コンサル」等にてご確認ください。